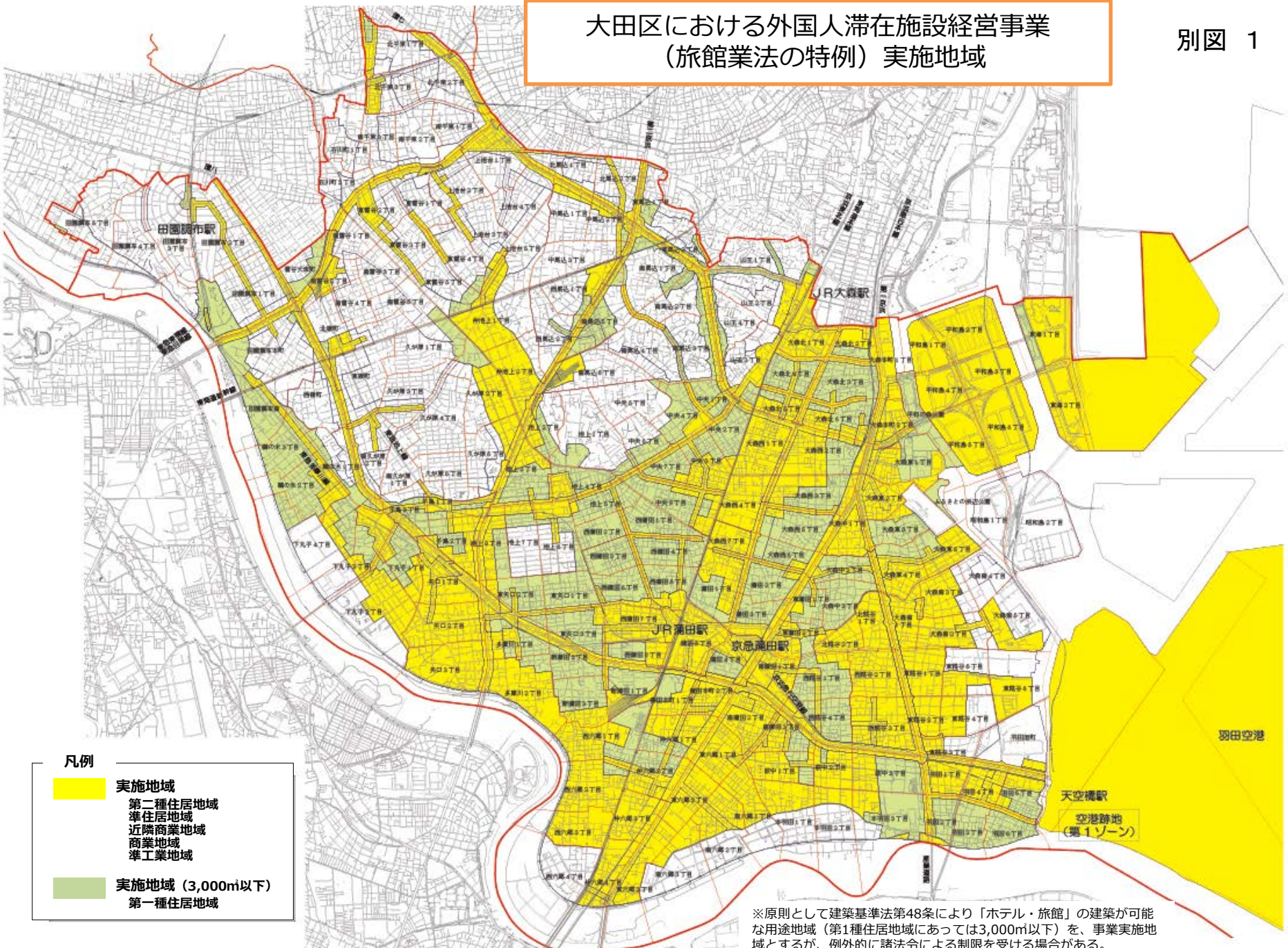


大田区における外国人滞在施設経営事業 (旅館業法の特例) 実施地域

別図 1



- 凡例**
- 実施地域**
 第二種住居地域
 準住居地域
 近隣商業地域
 商業地域
 準工業地域
 - 実施地域 (3,000m以下)**
 第一種住居地域

※原則として建築基準法第48条により「ホテル・旅館」の建築が可能な用途地域(第一種住居地域にあっては3,000m以下)を、事業実施地域とするが、例外的に諸法令による制限を受ける場合がある。